

石川県公報

平成29年2月24日

第12980号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)	1	○会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告 (総務課)	4
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	5
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	5
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課)	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	6
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同)	3	○第46期石川県労働委員会委員候補者の推薦公告 (労働企画課)	7
○河川区域の廃止により生じた廃川敷地等(河川課)	3	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	8
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4		

告 示

石川県告示第72号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1770300828	株式会社 エム・アシスト	ケアセンター き楽な里 小松市串茶屋町上野87番地1	平成29年 3月1日	居宅介護 支援
1772200901	ほっとナース合同会社	ほっとナースケアプランセンター 白山市中ノ郷町イ27番地2	平成29年 4月1日	〃

石川県告示第73号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771700117	社会福祉法人石川県社会福祉事業団	藤波デイサービスセンター訪問入浴介護事業所 鳳珠郡能登町字藤波井字42番地2	訪問入浴介護	平成29年 2月10日

石川県告示第74号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771700117	社会福祉法人石川県社会福祉事業団	藤波デイサービスセンター訪問入浴介護事業所 鳳珠郡能登町字藤波井字42番地2	介護予防訪問入浴介護	平成29年 2月10日

石川県告示第75号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「AAA-Z」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「GORDEN ANTHEM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Fist fuck」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「雄汁 Taratara」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Xmas Liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「アナ潮」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「ヒクヒク 拡張」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「淫欲」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「ガチムチ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「ケツマン男」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「illuminations II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「卍ところてん卍」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「狂雄」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「尻汁ぷしゃ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「によきにゅ〜る」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「どろんどろん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「はぁはぁ吐息」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「ノンケちん喰」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「野獣 がん掘り」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「痴雄 男爵」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「ドライオーガズム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「イカニモ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「kagayaki」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「兜合わせ戦慄」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Ecstasy' Rose」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「トロマン うっとり」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Love&Crazy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「classic liquid since2007」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「ウケ穴」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- ⑶0 次の写真に示すとおり、被包に「生掘り」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- ⑶1 次の写真に示すとおり、被包に「Neo Venus」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- ⑶2 次の写真に示すとおり、被包に「Top Shine」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- ⑶3 次の写真に示すとおり、被包に「V.0 Rosso」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- ⑶4 次の写真に示すとおり、被包に「St♥ic」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- ⑶5 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER SMOKE BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- ⑶6 次の写真に示すとおり、被包に「Thunder Bird」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- ⑶7 次の写真に示すとおり、被包に「Diamond Ran」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- ⑶8 次の写真に示すとおり、被包に「Black Hole」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- ⑶9 次の写真に示すとおり、被包に「Hard Swing」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- ⑷0 次の写真に示すとおり、被包に「Love Connection」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- ⑷1 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Drive」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- ⑷2 次の写真に示すとおり、被包に「misty」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- ⑷3 次の写真に示すとおり、被包に「SWEET LOVER」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
- ⑷4 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN Vt.」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成29年2月25日

石川県告示第76号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2－(2－フルオロフェニル)－3－メチルモルフォリン及びその塩類
- (2) N－(1－アダマンチル)－1－[(テトラヒドロ－2H－ピラン－4－イル)メチル]－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類
- (3) N－(2－アダマンチル)－1－[(テトラヒドロ－2H－ピラン－4－イル)メチル]－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成29年2月25日

石川県告示第77号

河川区域の廃止により、廃川敷地等が生じたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、石川県土木部河川課及び県央土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 河川の名称

二級河川犀川水系犀川

- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成29年2月24日
- 3 廃川敷地等の位置
金沢市千日町351番、354番、355番及び357番並びに中村町579番の地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 143.08平方メートル

石川県告示第78号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成29年3月27日から施行する。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行南砺支店の項中「富山県砺波市豊町1丁目」を「富山県南砺市福光」に改める。

公 告

会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務の名称

石川県公立大学法人会計監査人

(2) 業務の内容

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条の規定による石川県公立大学法人の監査及びこれに付随する業務

(3) 契約期間

契約締結の日から、法第34条第1項の規定に基づく石川県知事の承認の日までとする。ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情がない限り、平成30事業年度及び平成31事業年度についても、再任する方針である。

2 応募資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第1項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。また、公認会計士法に基づき、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 県内に事務所を設置している者であること。

3 企画提案募集要項の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部総務課

電話番号 076-225-1233

(2) 交付方法

ア 書面による交付方法

(1)の交付場所において交付する。

イ 電磁的方法による交付方法

石川県総務部総務課ホームページ（<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/index.html>）に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部総務課
電話番号 076-225-1233

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

平成29年3月10日(金)午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

5 企画提案書の採否及び契約

(1) 審査は、提出された企画提案書により行い、企画提案者からのプレゼンテーションは、行わない。

(2) 企画提案書の採否について、応募者に文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約に係る協議を行い、合意に至った場合、会計監査人として選任する。

(3) 知事が石川県公立大学法人に対して会計監査人を選任した旨の通知を行い、同法人が当該会計監査人と監査契約を締結する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

(3) 詳細は、企画提案募集要項による。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成29年2月14日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 れんと

3 代表者の氏名

三原 信一

4 主たる事務所の所在地

金沢市大額2丁目67番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等に対して、尊厳ある自立生活の支援及び介護予防を目的とする音楽や打楽器を用いた機能訓練活動を通じ、生きがいづくりの支援に関する事業を行い、高齢者、障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCMカーマ21小松店、ケーズデンキ小松店
小松市沖周辺土地区画整理事業施行地内27街区75ほか
- 2 変更する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による。
収容台数 474台
(変更後) 位置 縦覧による。
収容台数 398台
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) A棟(DCMカーマ) : 午前6時30分から午後9時30分まで
B棟(ケーズデンキ) : 午前10時から午後9時まで
(変更後) A棟(DCMカーマ) : 午前6時30分から午後9時30分まで
B棟(ケーズデンキ) : 午前8時から午後9時30分まで
- 3 変更する年月日
2(1)は、平成29年10月16日
2(2)は、平成29年3月1日
- 4 変更する理由
2(1)は、ケーズデンキ小松店の実態に応じた必要駐車台数に変更(減少)するため。
2(2)は、株式会社北越ケーズ(ケーズデンキ小松店)が、営業時間を変更することになったため。
- 5 届出年月日
平成29年2月15日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
平成29年2月24日から同年6月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成29年6月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス明倫通り店
野々市市堀内四丁目91番地ほか54筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成28年10月14日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成29年2月24日から同年3月24日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス明倫通り店

野々市市堀内四丁目91番地ほか54筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

公告日 平成28年10月14日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成29年2月24日から同年3月24日まで

第46期石川県労働委員会委員候補者の推薦公告

第45期石川県労働委員会委員の任期が平成29年4月29日をもって満了となるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体に対して次の要領によって次期委員候補者の推薦を求める。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦団体の資格

(1) 県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

(2) 県内のみに組織を有し、かつ、主として労働問題に関する事務をその業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

3 推薦期間

平成29年2月24日（金）から同年3月23日（木）まで

4 推薦手続

(1) 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

なお、ウの証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。

ア 推薦書（別記様式による。）

イ 被推薦者の履歴書

ウ 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働組合法施行令第21条第3項に規定する石川県労働委員会の証明書

(2) 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

ア 推薦書(別記様式による。)

イ 被推薦者の履歴書

5 委員候補者として推薦する者の数

労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦に当たっては、それぞれ5人までとする。

6 その他

詳細についての問合せは、石川県商工労働部労働企画課(金沢市鞍月1丁目1番地 電話076-225-1531)へすること。

(別記様式)

年 月 日

石川 県 知 事 様

事務所所在地

団 体 名

代表者職氏名

印

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	所属会社名及び地位	所属団体名及び地位	備 考

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字加賀爪31番12、 字浅田丙83番4、農道の無籍地の 一部及び水路の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 55.30m	金沢市窪6丁目275番地 くるみ不動産株式会社	平成29年2月10日